

秋のこどもまんなか月間 ～子どもを真ん中に、みんなで育む社会へ～

オレンジリボンキャンペーン ～11月は児童虐待防止推進月間です～

～令和7年度 標語最優秀作品～

「知らせよう あなたが あの子の声になる」 (千葉県・児玉香穂さん)

「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つで、子どもへの虐待をなくすための全国的な運動です。「子どもの笑顔を守ろう」という思いを込め、オレンジリボンを身につけて虐待防止のメッセージを広げましょう。どんな理由があっても、子どもに対する体罰は法律で禁止されています。

子どもの心や身体が傷つく行為は虐待です

- 身体的虐待**…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること
- 性的虐待**…子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること
- ネグレクト (育児放棄など)**…子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること
- 心理的虐待**…子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力 (DV) を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

虐待を引き起こす要因は様々で、複雑に絡み合っています。親や養育者を支援することで、未然防止や改善につながります。

虐待と思われる事実を知ったときや相談は、右記相談先まで連絡をしてください。

例えばこんな場合

- 近くに子育てに悩んでいる人がいる…
 - 子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
 - あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
- ※秘密厳守、匿名可



▲オレンジリボン



11月は「秋のこどもまんなか月間」です。子どもたち一人ひとりの声や権利を大切にし、安心して育つことができる社会をみんなでつくるための期間です。未来を担う子どもたちのために、地域や家庭、学校、社会のすべてが「こどもまんなか」に。この月間をきっかけに、一緒に考え、できることから取り組んでいきましょう。

問合先 こども家庭課 (☎493・2095)

相談先

- 児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく) 番
 - こども家庭課 (☎493-2095)
- 平日の午前8時45分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始除く)

子供・若者育成支援推進強調月間 泉佐野市青少年問題協議会 講演会

11月は令和5年7月から、こども家庭庁がスタートさせた「秋のこどもまんなか月間」のひとつである「子供・若者育成支援推進強調月間」です。本市では、関係団体などの参加・協力のもと、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指しています。強調月間中は子ども・若者の健全育成の一環として、講演会を開催します。一緒に青少年問題について考えませんか。

日時 11月12日(水) 午後4時～5時 (予定)

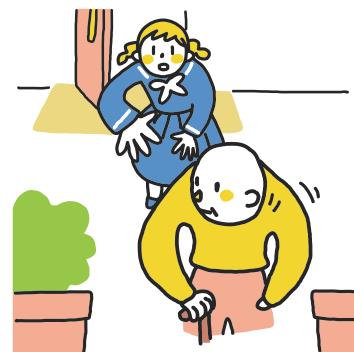
場所 泉佐野市役所5階 第1会議室

テーマ 「ヤングケアラーを理解し支援するために…」

講師 藤田節子さん (泉佐野市スクールソーシャルワーカー [SSW])

問合先 青少年課 (☎469-1106)

※申込不要、参加無料



家族の世話や介護を担っている子どもたちがいます。学ぶことや友だちと過ごす時間を犠牲にしてしまうこともあり、支援や理解が必要です。周囲の気づきが、子どもを支える大きな力になります。本人が「ヤングケアラー」に気づいていないこともあります。

家庭の事情や環境によって、ヤングケアラーが担っている役割はさまざまです。また、幼いころから日常的に家族のケアやサポートをしていたり、成長につれて任される責任が大きくなっていく場合もあります。多くのヤングケアラーにとって、家族のケアは当たり前のこととして受け入れられていて、「自分はヤングケアラーだ」という自覚がありません。このため、適切な支援につながりにくく、一人で負担を抱えてしまいやすくなります。誰かに相談したいと思っても、以下のような理由で相談をあきらめてしまうことも考えられます。



- 誰かに相談するほどの悩みではない
- 家族のことを知られたくない
- 相談しても状況が変わるとは思わない など

※まずは、相手の立場の寄り添い、本人とその家庭の状況への理解が必要です。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



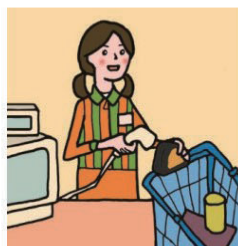
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づきをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



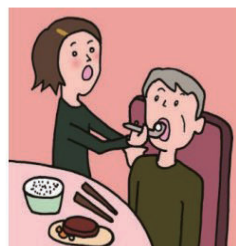
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーの助けになる制度 ～子育て世帯訪問支援事業～



泉佐野市では、妊産婦および18歳未満の子どもを養育する家庭を対象に家事・育児支援をする事業を実施しています。幼いきょうだいの世話や家事を担っているヤングケアラーの家庭も利用できます。

支援内容 市と契約した事業者から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行います。

家事援助 調理・洗濯・掃除・買い物など

育児援助 授乳介助・おむつ交換介助・沐浴介助・保育所などの送迎、宿題の見守りなど

※ヤングケアラーについての相談はこども家庭課へ